

広島市条例第19号

令和8年3月27日

広島市こども医療費補助条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市こども医療費補助条例の一部を改正する条例

広島市こども医療費補助条例（昭和48年広島市条例第102号）の一部を次のように改正する。

「子ども」を「こども」に改める。

第2条第1号中「15歳」を「18歳」に改め、同条第2号中「健康保険」を「健康保険に関する法令」に、「及び国民健康保険法」を「国民健康保険法」に、「の規定による医療保険並びに」を「、」に改め、「に基づく医療給付」を削る。

第3条第1項中「であつて、次の各号のいずれかに該当するもの」及び各号を削り、同条第2項を削る。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、自己負担金相当額について、他の法令の規定により給付を受けることができる場合は、当該給付を受けることができる限度において、この条例による医療費の補助は行わない。

第5条第1項中「市長が定めるもの」を「の者」に改め、同項第1号中

「所得」を「基準年（保護者の監護するこどもが18歳に達する日の翌日の属する年までの各年の前年（当該こどもが1月1日から6月1日までの間に出生した場合には、前々年）をいう。以下同じ。）の所得（規則の定めるところにより算出したものをいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び第3号中「所得」を「基準年の所得」に改め、同項第4号中「所得」を「基準年の所得」に、「15歳」を「18歳」に改め、同条第2項中「被扶養者がいない」を「次に掲げる者（以下この項において「被扶養者」という。）がない」に、「扶養親族等」を「所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下この項において「扶養親族等」という。）」に、「の所得」を「に規定する所得」に、「所得税法」を「同法」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 保護者の扶養親族等
- (2) 保護者の扶養親族等でないこどもであつて、当該保護者が基準年の12月31日において生計を維持したもの

第7条及び第8条第1項中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の広島市こども医療費補助条例（以下「新条例」という。）第3条に規定する対象者に対する広島市こども医療費補助条例第6条第1項に規定する資格者証の交付に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 新条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療等に係る医

療費の補助について適用し、同日前に行われた診療等に係る医療費の補助については、なお従前の例による。

- 4 広島市個人番号の利用に関する条例（平成27年広島市条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項中「子ども」を「こども」に改める。

別表第2の1の項、6の項、11の項、17の項から19の項まで及び21の項中「子どもに係る」を「こどもに係る」に改める。